

令和2年度石川県放課後児童支援員 認定資格研修 開催要綱

1 趣旨・目的

本研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための石川県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）である。

基準や放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務遂行上の必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。

2 主 催

石川県（委託先：石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会）

3 研修項目・科目【16科目×各90分、計24時間】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間】
1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1－③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】
2－④ 子どもの発達理解
2－⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2－⑥ 障害のある子どもの理解
2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間】
3－⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3－⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3－⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4－⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5－⑬ 子どもの生活面における対応
5－⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6－⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 実施日時・会場・定員 ※原則すべての科目の受講が必要です。(保有資格等により科目免除あり)

(1) 金沢会場【定員 100名】2日目以降オンライン受講を併用する場合があります

開催日	会場	講義1 限目 9:00～10:30 (初日 9:10～10:40)	講義2 限目 10:40～12:10 (初日 10:50～12:20)	備 考
9月 2日(水)	A	1－②	1－①	ガイドンスあり 9:00～9:10
10日(木)	B	1－③	3－⑧	
16日(水)	B	2－④	2－⑤	[免除]保育士・教員 免許状
29日(火)	A	2－⑥	2－⑦	[免除]保育士・社会 福祉士
10月 6日(火)	C	3－⑨	3－⑩	
14日(水)	B	4－⑪	4－⑫	
21日(水)	B	5－⑬	5－⑭	
29日(木)	B	6－⑮	6－⑯	ガイドンスあり 12:10～12:20

【会場所在地】A 石川県青少年総合研修センター 2階ホール (金沢市常磐町 212-1)

B 地場産業振興センター本館 2階第1研修室 (金沢市鞍月 2-1)

C いしかわ子ども交流センター ホール (金沢市法島町 11-8)

(2) 羽咋会場【定員 50名】会場の都合上、オンライン受講はできません

開催日	会場	講義1 限目 9:00～10:30 (初日 9:10～10:40)	講義2 限目 10:40～12:10 (初日 10:50～12:20)	備 考
9月 3日(木)	D	1－①	1－②	ガイドンスあり 9:00～9:10
11日(金)	D	1－③	3－⑧	
17日(木)	E	2－④	2－⑤	[免除]保育士・教員 免許状
24日(木)	E	2－⑥	2－⑦	[免除]保育士・社会 福祉士
10月 1日(木)	E	3－⑨	3－⑩	
13日(火)	D	4－⑪	4－⑫	
22日(木)	E	5－⑬	5－⑭	
30日(水)	E	6－⑮	6－⑯	ガイドンスあり 12:10～12:20

【会場所在地】D ラピア鹿島 2階第2会議室(中能登町井田に 50)

E 国立能登青少年交流の家 2階大研修室 (羽咋市柴垣町 14-5-6)

※ 申込多数の場合、希望会場以外で受講していただくことがあります。

※ 会場を調整しても人数が超過する場合は、まずは1クラブにつき1名を優先的に受講決定します。

5 対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者（別添資料①）で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者、または従事しようとする者

6 研修科目の一部免除

既に取得している資格や、認定資格研修の履修状況に応じて、以下のとおり、科目の一部を免除できます。免除を希望する方は、受講申込書に必要事項を記載してください。

ア 保育士（基準第10条第3項第1号に該当）

科目 2-④、2-⑤、2-⑥、2-⑦

イ 社会福祉士（基準第10条第3項第2号に該当）

科目 2-⑥、2-⑦

ウ 教育職員免許法第4条に規定する免許状（基準第10条第3項第4号に該当）

科目 2-④、2-⑤

エ 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証を所有している者
一部科目修了証に記載されている科目

7 申込方法・受講者の決定通知

(1) 申込方法

受講希望者は、現に放課後児童クラブに勤務している方は勤務地の市町窓口へ、それ以外の方は現住所地の市町窓口へ、**7月10日（金）**までに申し込んでください。提出する書類は以下のとおりです。

申込期間	令和2年6月15日（月）～7月10日（金） ※各市町によって、異なる場合があります。
申 込 先	市町放課後児童クラブ担当窓口 (関係市町の窓口については直接、市町へお尋ねください)

申込提出書類：各1部

①受講申込書・・・様式1【必須】

※写真を貼付してください(受講決定後、この他に写真1枚が必要です(受講票用))

②本人確認（氏名、住所、生年月日）ができる公的機関発行の証明書の写し【必須】

※運転免許証、住民票、パスポートなど(マイナンバーがわかるものはご遠慮ください)

③受講資格を証する書類【必須・該当する各号に必要な書類のみ】（別添資料②参照）

※結婚等により氏名等に変更がある場合は、戸籍抄本の写しを添付すること

(2) 受講者の決定通知

受講決定者には、受講申込書にご記入いただいた現住所に受講決定通知を送りますので、研修当日、必ずご持参ください。受講決定通知は、研修開始日3週間前までに送付する予定です。

申込多数等により受講していただくことができない場合は、その旨文書でお知らせします。その場合であっても受講申込で提出された書類は返却しません。

8 参加費用

(1) 研修受講料：無料

(2) テキスト代：実費

下記の2つのテキストを使用します。

今年度から料金が改定されていますのでご注意ください。

①放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 **【最新版】**

認定資格研修のポイントと講義概要[中央法規出版株式会社]

令和2年5月15日発行

1,210円(税込)

②放課後児童クラブ運営指針解説書[株式会社フレーベル館]

平成29年5月発行

319円(税込)

※ 受講が決定した方はあらかじめ書店でお求めください。

※ 申込書により会場購入を希望した場合は、研修初日に販売します。

9 受講者本人の確認

研修初日に受講者本人の証明写真(ﾀﾅ 4cm×ｺｺ 3cm)をご持参ください。受付時に、受講票をお渡ししますので写真を貼付し、研修時は常時携帯してください。

10 修了の認定

(1) 修了要件

すべての研修科目を適切に履修した方に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。

※ 原則として、1科目15分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

※ また、受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了証書を交付できない場合があります。

(2) 一部科目修了

転居や病気など社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由により、一部の研修科目しか履修できなかった方には、本人の申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。

この一部科目修了証の有効期限は交付の日から「おおむね1年以内」とされています。

(3) オンライン受講の併用（金沢会場のみ）

研修２日目以降、オンライン受講を併用する場合は、会場受講と同様の修了要件をもって、研修の履修とみなします。

(4) 修了証の交付

上記（１）または（２）の修了証は、研修終了（申請）後、申込書を提出いただいた市町を通じて、交付させていただく予定です。

11 その他

本研修の開催要綱、および受講申込に係る各種様式は石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会のホームページに掲載しております。

石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会ホームページURL
<https://www.i-oyacom.net/houkago/>

12 問い合わせ先

(1) 資格制度その他に関すること

石川県健康福祉部少子化対策監室 子ども健全育成グループ
担当：分校（ぶんこう）

〒920-8580 金沢市鞍月 1－1 TEL 076-225-1422 FAX 076-225-1423

(2) 研修に関すること

石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会（（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団内）
担当：近堂（こんどう）

〒920-8201 金沢市鞍月東 2－1 TEL 076-255-1543 FAX 076-255-1544

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）

第 10 条第 3 項（抜粋）

（職員）

第十条

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの